令和元年度 第4回三重県公共事業評価審査委員会

- 1 日時 令和元年 1 2 月 3 日 (火) 13 時 40 分から 16 時 45 分時まで
- 2 場所 吉田山会館 2階 第206会議室

3 出席者

(1)委員

酒井俊典副委員長、岡良浩委員、小菅まみ委員、新谷琴江委員、 野地洋正委員、松尾奈緒子委員、南出和美委員

(2) 三重県

課長 ほか (県土整備部) 道路建設課 農業基盤整備課 課長 ほか (農林水産部) (熊野建設事務所 事業推進室 室長 ほか (津農林水産事務所) 農村基盤室 室長 ほか (伊勢農林水産事務所)宮川用水室 室長 ほか (事務局)公共事業総合推進本部 事務局長 県土整備部公共事業運営課 課長 ほか

4 議事内容

(司会)

ただ今から、令和元年度第4回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本委員会につきましては、原則、公開で運営することとなっています。副委員長、本日の委員 会を、傍聴を許可してもよろしいでしょうか?

(副委員長)

委員の皆さん、よろしいでしょうか。よろしいということでお願いいたします。

(司会)

傍聴者がおりましたら、お願いします。

本日の委員会につきましては、10名の委員中7名に出席いただいていますので、三重県公共事業評価審査委員会条例、第6条第2項に基づき、委員会が成立していることを報告いたします。

また、本日は委員長が欠席されているため、同条例第5条第3項に基づき、副委員長に議長を 務めていただきますので、よろしくお願いします。 それでは、議事次第2番以降につきまして、議長進行お願いいたします。

(副委員長)

安食委員長がお休みということで、私が代理で進行させていただきます。

それでは本日の会議ですけども、5時位の終了を予定しております。議事の次第につきまして、 事務局のほうからご説明よろしくお願いいたします。

【事務局説明】

(事務局)

それでは、評価対象事業の審査について説明させていただきます。

赤いインデックス資料4の審査対象事業一覧表をご覧下さい。

本日、審査をお願いします事業は、評価対象事業一覧表の審査欄に、審査と付してございます。再評価 7 番道路事業、再評価 1 番農業農村整備事業、事後評価 502 番農業農村整備事業、事後評価 501 番農業農村整備事業、事後評価 505 番農業農村整備事業です。

続きまして、赤いインデックス資料 5、評価箇所一覧表をご覧ください。こちらに、本日審査を行います事業の概要を記載しております。なお、説明は赤いインデックス資料の 6 のうち、個別に青いインデックスが付いた資料を用いて行います。

事業主体から事業概要と評価内容を説明いたします。

委員の皆様からの、質疑応答につきましては、説明の後にお願いしたいと思いますが、専門用語などご不明な用語がございましたら、説明中でも結構でございます、適宜ご質問をいただければと思います。個別の事業について、それぞれ15分程度で説明いたします。個別事業の質疑につきましては、各事業の説明の後にお受けしたいと思います。

なお、時間管理の観点からベルを用います。個別事業の説明の際には、13 分経過で最初のベル1回を、15 分経過で2 度目のベル2 回を鳴らさせていただきます。説明者は1 事業15 分以内という時間厳守でお願いいたします。

本日、ご審査をお願いする事業についての説明は、以上でございます。

(副委員長)

ただいま、事務局の方からご説明いただきましたけども、ご意見とかご質問あるようでしたらお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか?

それでは、これから評価対象事業の審査を行いたいと思います。説明にあたりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。円滑な議事進行に御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7番目の道路事業の説明の方よろしくお願いいたします。

7番 道路事業 (主)御浜紀和線(西原バイパス)

(熊野建設事務所)

道路事業7番、主要地方道御浜紀和線西原バイパスの再評価について、説明をいたします。

本事業は、平成 22 年度から事業を進めてまいりました。この度、採択後 10 年が経過し、現在、事業が継続中であり、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条の 2、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業に該当するため、再評価を実施するものです。

本日の、説明につきましては、この前のスライドのほうで説明をさせていただきます。

最初に、当該路線の概要について、説明します。

主要地方道御浜紀和線は、南牟婁郡御浜町阿田和の国道 42 号を起点とし、同町川瀬で国道 311 号に合流し、熊野市紀和町矢ノ川に至る延長約 14.6km の生活幹線道路です。赤線の区間が、事業 区間となっております。

次に、現時点における御浜紀和線の改良状況について説明します。

国道 42 号から国道 311 号までの区間 11.7km のうち、青色の実線部分が、2 車線で改良済みの箇所です。図面右側の 1 車線区間については、並走するように 2 車線改良済みの県道と町道があります。これらを利用すると、国道 42 号から国道 311 号までの区間のうち、未改良区間は、赤線で示した 1.2km のみとなります。

本日、再評価を実施する事業箇所は、御浜町の沿岸部と山間部を結ぶ生活道路で、幅員が狭く 線形も悪いことから、赤線で示した西原バイパスとして整備を進めています。

続いて、事業区間の現状について、説明します。

赤色の破線で示した、御浜紀和線の事業区間は、沿線地域唯一の生活道路でありながら、幅員が狭く、線形も不良であることから、大型車の通行や普通車のすれ違いが困難な状況となっています。また、紀和町周辺からの通勤や定期バスの運行ルートとして、重要な役割を担う道路となっている事から、早期の改良が望まれています。

次に、事業の目的を説明します。

大きくは、幅員狭小、線形不良区間の解消と沿道利用者の利便性向上の2点が挙げられます。 1つ目は、幅員狭小、線形不良区間の解消についてです。

事業区間は幅員が狭く、普通車の通行においても、通行車両の対面通行が困難な状況となっています。このため、2車線のバイパス整備により、対面通行が容易になり、御浜紀和線を通行する 走行性の向上が図られると共に、交通事故の危険性が低下します。

2つ目は、沿道利用者の利便性向上についてです。

御浜紀和線は、紀南病院と尾呂志診療所、瀞流荘を結ぶ定期バスが運行しており、主に通学や 買い物・通院で利用されています。西原バイパスを整備することによって、地域間の所要時間が 短縮し、沿道利用者の利便性が向上するとともに、定期バスの定時性確保が図られます。

続いて、事業内容について、説明します。

事業区間は、赤色の破線で示した 1.2km の区間であり、御浜町西原地内の現道をバイパスにより、現在整備を進めています。

事業期間は、平成 22 年度から令和 14 年度までの 23 年間、総事業費は 11 億円で、主な構造物として橋梁を 3 橋計画しています。

続いて、事業の進捗状況について説明します。

平成31年3月末の事業進捗率は、事業費ベースで10%、内工事が9%、用地取得は面積ベースで84%です。

なお、バイパス区間の用地については、本年度に完了する予定です。現在、事業区間 1.2km のうち、写真で示しているバイパス区間の道路改良工事を進めています。

続いて、事業を巡る社会経済情勢等の変化について、説明いたします。

当事業は平成 22 年度に事業着手しましたが、平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害により、熊野地域は甚大な被害を受けました。

熊野建設事務所では、災害復旧室を平成 26 年度まで設置し、この公共事業費の推移グラフから も分かるとおり、災害復旧にかかる事業を最優先に事業展開を行ってきました。

このような社会状況の変化もあり、紀伊半島大水害被災時に事業着手したばかりであった当事業は、その後用地買収を本格的に行い、工事着手は平成30年度になりました。

続いて、今後の事業予定について説明します。

今後、令和 15 年度の供用開始を目指し、事業執行計画に記載のとおり、バイパス区間の道路工 や橋梁工を効率的且つ効果的に整備をする予定です。

また、予算面では、橋梁は事業費が道路工よりも高価となる為、熊野建設事務所管内の他の道路事業と予算配分を調整しながら、確実な予算執行につとめていきます。

続いて、費用対効果について説明します。

ここでは、交通便益のうち、一番便益の効果が高い走行時間短縮便益について説明します。 走行時間短縮便益は、御浜紀和線の整備なしと整備ありの走行時間の差で表します。

当路線の現道における自動車の交通量は 732 台、走行時間は 6.0 分です。バイパスにおける交通量は 894 台、走行時間は 2.4 分です。

現道とバイパスの差 0.37 億円が、西原バイパスの乗用車の走行時間短縮便益になります。 同様の手法で小型貨物及び普通貨物も算出し、熊野建設事務所管内のすべての路線で便益を算 出すると、1 年間当たりの走行時間短縮便益は、0.79 億円となります。

続いて、費用対効果分析の結果について説明します。

まず、費用についてですが、建設にかかる費用は 10.3 億円、供用後 50 年間の維持管理費が 1.1 億円で、合計 11.4 億円です。これを基準年である令和元年の現在価値に換算すると、8.7 億円となります。

次に、便益についてですが、供用開始初年の単年便益は、走行時間短縮便益の 0.79 億円などを合計した 0.89 億円です。

これを 50 年分集計し、費用と同様現在価値に換算すると、10.1 億円となります。以上により、便益 10.1 億円を、費用 8.7 億円で割った 1.2 が費用便益比となり、費用を上回る効果が発現できると考えています。

続いて、費用対効果分析の感度分析について説明します。

感度分析とは、費用便益分析の結果に影響を及ぼす要因について、その要因が変動した場合 に、結果にどれほどの影響を及ぼすかを把握するものです。

影響要因としては、スライド中段に示す交通量・事業費・事業期間の3つの事項を基本として 考えます。

感度分析の結果といたしましては、各変動要因いずれにおいても、費用便益比が 1.0 を上回ることを確認しており、西原バイパスの事業の妥当性を担保しているものと考えています。

続いて、その他の効果について説明します。

1つ目は、救急搬送の安定化についてです。

紀南病院は二次救急医療機関に指定されており、当路線は、熊野市紀和町方面からの緊急搬送路としても重要です。

事業区間は日常から落石が多く、救急搬送時に落石による通行止めが起こりかねません。西原バイパスの整備により、救急搬送車両が安心して対面通行が出来る事となり、搬送時間の短縮が図られると共に、線形が良くなる事により、傷病者の動揺が軽減されます。

2つ目は、公共車両の利便性向上についてです。

事業区間の東西には御浜町、紀宝町及び熊野市紀和町で構成される、南牟婁清掃施設組合の一般廃棄物最終処分場、及び紀南清掃センターがあります。

一般廃棄物最終処分場については、町内だけでなく、紀宝町で発生する資源にならないゴミを 受け入れ、また、紀南清掃センターは紀和町で発生する可燃ゴミを受け入れており、当路線はこれらの搬送ルートとしても利用されています。

西原バイパスの整備により、日常生活に伴う公共車両の利便性が向上します。

3つ目は、地域産業観光の交流促進についてです。

平成30年11月、御浜町阿田和の道の駅パーク七里御浜の隣にホテルが建設される事が発表されました。ホテル事業は、自治体と連携し、道の駅を拠点とした地域活性化事業を目指し、地域の魅力を渡り歩く旅を提案していくとあり、西原バイパスの整備により、町内の熊野古道風伝峠や、熊野市紀和町の丸山千枚田、赤木城等の観光へのアクセス向上が図られます。

続いて、地元の意向について説明します。

沿線自治体からの要望として、三重県町村会及び木南土木行政推進協議会が御浜紀和線の未改 良区間の整備促進を要望しています。 次に、地域住民からの要望については、地元自治会へのヒアリングで、幅員が狭く普通車同士でもすれ違いが困難である事、また、見通しが悪く、事故も発生していることから西原バイパスを早期に整備して欲しいという意見をいただいております。

また、沿線地域企業からの要望につきましては、幅員が狭いので、大型車とのすれ違い時に後退しなければならない事、見通しが悪く衝突の危険を感じている事、落石の危険を感じている事から、西原バイパスの整備によって、安全に通行できるようにして欲しいという意見をいただいております。

次に、コスト縮減について説明します。

まず1点目に対候性鋼材の使用です。鋼橋に対候性鋼材を用いることで、塗装費用を縮減します。

2点目にコンポ桁の採用です。橋桁に新技術工法として開発された、桁の本数を減らす事が出来るコンポ桁を採用することで、上部工施工費を縮減します。

3点目に張コンクリート工の施工です。道路法面の一部に張コンクリートを行い、草刈りに要する維持管理費を縮減します。

4点目に建設発生土の使用です。道路の盛土材については、他工事との調整を図り、他工事で発生する建設発生土を使用し、盛土材料費の縮減を図ります。

最後に、代替え案の可能性について説明します。

第1案バイパス案と第2案現道拡幅案を比較、検証を行いました。現道拡幅案は、道幅の狭い 急峻な地形での拡幅工事となるため、施工中の通行規制により、道路利用者に大きな影響を及ぼ すことや、コスト面においても優位性が無いことから、バイパス案を最適ルートとして採用して おります。なお、バイパス区間の用地については、97%が取得済みであり、本年度で全て完了する ことから、代替え案はありません。

以上、三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて、再評価を行った結果、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上です。

(副委員長)

そうしましたら、委員の皆さんから評価の妥当性について、ご質問、ご意見よろしくお願いい たします。いかがでしょうか?

(委員)

前回、多分事前説明されたと思います、私、ちょっと欠席しておりましたので、もう、お答えいただいてることかも知れませんけれども、2つ質問させていただきたい。

1つはそもそも、あとの区間だけが対向出来ない場所になってた訳ですよね?何かその前の多分道路事業があったと思うんですけども、そこだけそうなってしまった理由はあるのかっていうこ

とが、1つです。

これは、あんまり今回の事業とは関係ないかも知れませんけど、もう1つが資料の一番最後の18ページの現在価値化する時に、これは、この事業だけじゃないですけども、交通量はほぼ変わらないということで、計測されておられますね?こうやって0.99位、60年後、令和64年でも0.99、0.98っていう数字になってると思いますね、これってどういう根拠でそうなってるんでしょうか?ということです、通常多分人口が減っていくと交通量も減っていくんじゃないかと素人なりに思ってるんですけども、いやそうじゃなくてあんまり変わらないんだというのは何か根拠がおありになるんですかね?って言うところです。以上2つの質問でした。

(熊野建設事務所)

まず、1点目のところなんですけども、御浜紀和線自体も元々は狭い道路になってまして、当然その周辺には鵜殿熊野線というオレンジロード道路とかもあるんですけども、やっぱり長い区間、改良していく中では、当然用地の取得の状況とか、今は地元との調整中で、手前の方からやりながら、部分的に中々手が掛けにくいという様な所については、前後もやりながら、やってきてるんですけども、ただ当然年数が経つにつれてある程度用地の状況っていうのも、いいような状況になって来てるっていうこともあって当然、一番最後まで残ってきた所なんで、最後の難しい所があったのかなっていう風には考えさせていただいてます。すいません、2点目の質問についてなんですけれども、18ページっていうのは。

(委員)

前の資料で言う 18 ページなんですけど。

便益の現在価値化策定表というのが、お配りいただいておりまして、それで供用開始から多分50年間の、先程お話しあったような交通量に対してどれだけ便益があるかっていうこととかですね、を計っておられてですね、私、一応経済学系なのでデフレーターがはいってたりインフレ率が当然現在価値化すると、だんだん下がって行くのは当然だと思うんですけれども、この乗用車の、例えば走行対キロの伸び率っていうのは、乗用車も小型貨物車も普通貨物車も50年後、60年後もほぼ変わらないという、そういう前提で費用便益を出されておられるんですけども、そういうことです?それは、そういうふうにやるもんなんですか?どういう根拠でそういうふうにされておられるんですか?っていうご質問です。

(熊野建設事務所)

評価をする年度が、令和元年なんですけども、令和元年を1としまして令和元年より以前のものについては、これもマニュアルで決まってるんですけども、4%っていう。

(委員)

いや、だから割引率のことを聞いてるんじゃなくて、その元になっている走行キロ台数ですよね?走行台キロという数字ですね、今例えば800台位走るとか700台位走るっておっしゃったでしょ?その台数は変わらないって言う事になってるんじゃないですか?この、乗用車で言えば令和64年で伸び率が0.98943で、令和64年ですよ49年後でもその値になってるっていうのは、ほ

ぼ走行台キロは、変わらないという風に想定されて予測されてると思うんです、そのことです聞いてるのは、それは、どういう根拠でそのマニュアルがあってやってらっしゃるのか、それともどこかの予測値を使いなさいと言われてやられてるのか、ということを、お聞きしてるんですけどね、要するに令和64年ってことは、だから64年後位の車の台数を予測されておられるんですか?って言う事です。あえて言えば勘定分析でおそらくそれが、プラス、マイナス最悪でも10%マイナスだという予測の元に費用便益をされておられるんだろうけども、まあ、繰り返しますが、その前提は何が前提なのだろうか?って言うことです。

(熊野建設事務所)

ちょっとまた、後でよろしいですか?

(委員)

はい

(副委員長)

はい、ちょっと調べていただいて。他いかがでしょうか?

(熊野建設事務所)

すいません、先程の質問についてなんですけども、国交省からしめされた車種ごとの東海ブロックの走行台キロ年次別伸び率っていうのがありまして、それを、用いて各年度の便益を算出していることになります。

(委員)

国交省の予測なんですね?

(熊野建設事務所)

はい。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(副委員長)

よろしいでしょうか?他いかがでしょうか。

(委員)

前回おたずねして、今回お答えいただいた点で、今後の、そのお答えは今後の事業予定で、災害復旧の対応により、平成23年から26年までそちらに注力していたけれども、その後、こちらにまた上がりますみたいな話しで、それで令和の15年度の供用開始を目指して、それまで効率よく整備することで間に合わせるというように、こうご説明いただいたんですけれども、ちょっと

そもそも私が理解しきれてなかったのかもしれないですけれども、元々、この工事の期間ってい うのは、令和 14 年までの計画だった、当初からこの期間の計画でその内の平成 23、4、5、6 なん で 4 年間ちょっと中断していたけれども、全体としては、当初の予定とおりの供用を目指すとい うことで、よろしいでしょうか?

(熊野建設事務所)

はい、最初は取っ掛りの部分っていうのが本来だったら、そこからスムーズに用地買収とかっていける予定だったんですけど、その後先ほど言ったように大水害があったっていうことで、その間どうしても他の事業に手がつけにくかったっていうことから、ちょっとタイミングがだんだんずれて来たっていう形になります。

(委員)

とすると、今回の計画を示していただいたように、もう、間に合わせるように効率よくということではあるんですけれども、この間4年間も中断ということは、ちょっと、この本当に14年に出来るのかなっていうのは疑問を持ったんですけれども、割と延期するような工事も多く見受けられることですから、大丈夫なんですかね?

(熊野建設事務所)

先程の予定表のとこでも示させていただいてるように、この事業の大きなウェイトを占めて来るのが橋梁だと思ってます、どうしても橋梁とかについては、やり出せば当然1年2年という形でやっていかないと、で、そこに、どうしても大きな橋梁があるとそれに要する費用っていうのは掛かってはくるんですけども、それも先程申し上げたように、熊野建設事務所の中の道路の予算というのを、それは、あの、やる費用も含めてバランスよくやっていくっていう形のことを、しっかりやらせていただいて、予定してる時期に間に合わせたいというふうに考えています。

(委員)

分かりました、ありがとうございます。

(副委員長)

よろしいでしょうか、他いかがでしょうか?

私の方からちょっと、7ページ、路線図のとこで第2案の現道を拡幅する案と、それから今回提案されてる第1案と、ということで第1案採用されてるんですけども、これ、経理的にって言われたんですけど第2案は通行止め等の問題点は今あると思うんですが、第1案と第2案で経理的にどの程度差があるのかっていうの教えてもらいたいなと思います。

(熊野建設事務所)

一応試算をすると、やっぱり現道、これで言う第2案のものっていうのは、元々の道幅が狭い ということと、急峻な地形だということで広げようとすると、結構、法面の対策とかっていうの もしっかり掛かってきます。で、試算した結果で言いますと、第1案のバイパス案と第2案って いうのはほとんど同じくらいの金額が掛かってくるというような状況が分かって来てますので、 そういう形で出させていただきました。

(副委員長)

金額的には同じでも、後の維持管理とかそれから色んなこと考えると1案のほうがいいという ことで採用されたという。

(熊野建設事務所)

そうですね、当然その後の、法面関係の維持管理っていうのもかなりの金額が掛かってくると思いますんで、そういうことを踏まえていくとやっぱりバイパスのほうがいいかなと思ってます。

(副委員長)

他いかがでしょうか、よろしいですか?そうしましたら、ご意見ないようですので、この辺りで次に移りたいと、どうもありがとうございました。

そうしましたら、続きまして1番農業農村整備事業の方のご説明よろしくお願いいたします。

1番 農業農村整備事業 県営かんがい排水事業 宮川1工区

(伊勢農林水産事務所)

それでは、再評価事業の1番、農業農村整備事業県営かんがい排水事業宮川1工区地区の説明をさせていただきます。

本地区は平成 21 年度の事業採択後、10 年を経過いたしました時点で継続を要することから、このたび再評価を行いました。表紙の写真は、当地区で整備しました佐奈川水管橋でございます。

目次ですけれども、1番の事業概要以下、ご覧の5項目で説明をさせていただきます。本地区宮川1工区と、この後に事後評価をお願いしております宮川4工区その2地区はともに宮川用水の国営関連事業でございます。

前回の繰り返しになりますが、宮川用水事業の国営事業と国営関連事業について簡単に説明をさせていただきます。

図左下より、大台町の粟生頭首工を水源とします、延長約 40km の国営幹線水路が黒線でございます。これより分岐しております青線が県営幹線水路になります。

宮川用水はこれらの用水路を通じて、大台町から伊勢市に渡る約4,700haの農地へと用水を供給しております。県営幹線水路は6つの工区に分けており、今回の県営かんがい排水事業等により整備をしております。

宮川1工区地区は、一番左側の赤枠で表示させていただきました、多気町と玉城町を受益とする工区で、宮川用水受益の一番上流の工区でございます。また、次に事後評価をお願いしております宮川4工区その2地区につきましては、図右上の伊勢市北部の工区になります。

この図面は本地区の計画一般図になります。受益地はピンク色で着色の範囲 430.2ha になります。本地区の整備個所は赤線の区間で、6 つの路線を合わせて計 15,528m の延長になります。黒線は国営幹線水路、青線は他事業区間となり、町営事業等で実施予定の区間になります。

右上の写真のとおり、旧用水路は主にコンクリート三面張りの水路で昭和 36 年から 40 年度にかけて整備され、50 年以上が経過をしております。中ほどの写真のとおり、老朽化して漏水等維持管理に多大な時間と費用を要しておりましたため、下の写真のようにパイプライン化整備を国営第二期事業と一体的に行うことで、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を目的として事業を実施したものでございます。

事業費と事業量につきまして、当初計画では事業期間が平成 21 年度から平成 27 年度、事業費が 24 億円、事業量は幹線用水路が 15,336m と旧用水路処理工一式でしたが、計画変更を行いまして現計画では、事業期間が令和 6 年度まで、事業費が 34 億 7,200 万円、事業量は幹線用水路 15,528m と旧用水路処理工一式となっております。

主な計画変更理由といたしましては、左側写真のとおり、土質条件が悪かったためオープン掘削の予定が土止め工法を採用することになったことや、旧用水路の処理に想定外の費用、時間を

要することとなったことによるものでございます。

事業量の進捗は、本年度までにパイプライン 14,310m が完成しまして、進捗率 92%のところまできております。残っておりますのが図左上の赤線箇所 1.2km 余りで、この区間につきましても来年度に完成を予定しております。

事業費の進捗は、本年度までに28億1,400万円を実施いたしまして進捗率は81%、残予算は6億5,800万円でございます。右の写真は完成後の状況写真になります。残りの事業量といたしまして、パイプライン1.2km余りと旧用水路処理工でございます。

パイプライン化によりまして不要となります旧のコンクリート三面張り水路等が、図の青線箇所に合わせて約9.5km 残存しており、安全面から撤去もしくは閉塞が必要となっております。

なお、旧用水路は 番や 番の写真のように工事の進入が困難な山林でありますとか、 番や 番の写真のように民地内あるいは民地の下を通過している個所も多くございます、撤去にあたっては多数の地権者との協議調整等が必要なことから処理に時間を要するものと見込んでおります。

次に、費用対効果分析についてご説明いたします。

費用対効果分析は土地改良事業の費用対効果分析マニュアルに基づいて算出をしており、ご覧の結果となりました。

右側「今回」欄をご覧ください。金額は全て現在価値化した額になります。

総費用 C は、当該事業費として当地区の事業費に、関連事業費として当地区に不可欠である上流側国営施設等の事業費を合わせまして、118 億 511 万 3,000 円となりました。

総便益 B は、ご覧の効果項目を合計いたしまして下から 2 行目 119 億 6,167 万 7,000 円となりまして、結果 B/C は 1.01 となりました。なお、当初は左側の 1.09 でした。

総便益の効果項目の概要はご覧のとおりです。

食料の安定供給の確保に関する効果をはじめまして大項目4つと、作物生産効果をはじめ8つの区分で計上しております。 なお、赤色 印の「景観・環境保全効果・地域用水効果」「安全性向上効果」につきましては、上流側国営施設の粟生頭首工及び国営幹線水路の改修により発現される効果となります。

次に、農業用水の安定確保や維持管理の省力化以外の効果についてご紹介させていただきます。

ご覧のグラフは、宮川用水の受益地域におけるパイプラインの整備前と整備後における農地集 積状況を対比したグラフになります。

県全体の集積率は平成30年度末で37.9%でございまして、このグラフからもパイプライン化は 着実に農地集積に寄与していることが確認されます。

本地区におきましても今回幹線水路が整備されましたことで、複数の地域から支線水路のパイプライン化要望の声が上がってきておりますので、今後は、近隣地区の同様に末端までのパイプライン化と、それに合わせた農地集積が進むよう支援してまいりたいと思います。

次に地元意向ですが、本年7月、伊勢市長を会長とする宮川用水連絡協議会から、県と国に対して、事業の円滑な推進と早期完了に向けた提案書を頂戴しております。

地元農家と関係機関が一体となり、事業の早期完了を強く望まれておりますので県といたしま しても、これに答えてまいりたいと考えております。

次に、コスト縮減や代替案立案の可能性につきましてですけれども、これまでの整備で旧用水路内にパイプラインを設置する工法を採用することでコンクリートの取壊しやガラの処分などの工事費を削減し、建設コスト縮減に努めてまいりました。

今後、残っております旧用水路の撤去、充填等について、より経済的な工法を選定するなど、 施工面で積極的にコスト縮減に努め、安全面や今後の施設管理面からも適切な工法を採って参り たいと考えております。

最後に、事業主体の対応方針と致しましては、これまでの進捗状況、残っております事業量と その内容、費用対効果が確保され、地元意向として早期完了を望む声も強いことから、県と致し ましては当事業を継続し、一日も早く完成出来るように取り組んで参りたいと考えております。

最後に概要説明の際に「効果算定で、マイナスの効果額、マイナスの便益があるのは何故ですか?」というご質問を頂いておりましたので、説明をさせて頂きます。

当地区の効果算定は 18 年度に制定されました「効果算定マニュアル」にて行っており、この時からマイナスの効果額が発生して参りました。

イメージ図にて「作物生産効果」と「維持管理費節減効果」を例に、従来の算定との比較によりご説明をさせて頂きます。

まず事業実施前の現況の状態ですが、「作物生産効果」は作物生産額という収入、プラスの金額からの変動量を効果として算定しております。

一方、「維持管理費節減効果」は支出であり、マイナスの金額からの変動量になります。それぞれの整備後の額は作物生産額につきましては、作付け面積の増減や水管理の合理化等により増額となります。

また、維持管理費はパイプライン化により、これまでの泥上げや補修等にかかった労力が節減 されるので減額となり、従来の算定方法では、いずれもプラスの効果のみでした。

それが18年度のマニュアルによる効果算定では、現況から整備後に向けてはそれぞれプラス効果となりますが、この時に導入された考え方で、もし事業を実施しなかった場合の「事業なかりせば」を設定することとなりました。この場合は、宮川用水の供給が止まり、作付け面積が減少して収量・生産額が、大幅に落ち込むと設定します。それに対して事業を実施した場合「事業ありせば」では整備後を設定し、事業を実施しなかった場合と実施した場合の差を効果額とする方法に改定されました。

これを維持管理費に設定致しますと、「事業なかりせば」では宮川用水の供給が止まる事により、維持管理費がほぼ不要になる設定となり、対して「事業がありせば」では宮川用水が供給さ

れて維持管理費が必要になることから、結果、事業を実施しなかった場合より実施した場合の方が負担は増えるため、マイナス効果になるということです。

この「事業ありせば」「事業なかりせば」による効果算定方法は、農業農村整備がこれまでの新規整備を主体とした事業から、更新整備を主体とする事業へと移行してきたことに対応するため、 更新整備を適正に評価するべく改定されたものでございます。

以上で、県営かんがい排水事業宮川1工区地区の説明を終了させて頂きます。ご審議よろしくお願い致します。

(副委員長)

ただいまご説明いただきました評価の妥当性に付きまして、みなさんの方からご質問ご意見頂きたいのでよろしくお願い致します。

(委員)

このマイナスの効果のご説明は非常に分かりやすかったです。どうも有難うございました。この総便益の計算の所で、 印が付いているものは国営施設の頭首工であるとか、今回の事業そのものではないものの事業費を計上しているということで、そのようなルールになっているかもしれませんが、それによってこの見掛けと言うか、この便益は少なく計算される事になるのでしょうか。実際どちらになるのですか。事業そのもので考えるとどうか、そこをもう少し説明してください。

(伊勢農林水産事務所)

当地区は、宮川用水の一番上流の地区になりますが、この地区に必要不可欠な施設として、水源である頭首工から当地区までの間の国営事業施設についても、当地区の総費用に計上しております。そのため、それら施設から発現する便益についても計上しておりまして、 印が付いているものは頭首工の整備により発現する効果ですので計上させて頂いています。

(委員)

それは上流の地区だからと言うことでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

いえ、当地区の便益を発現するために必要不可欠な施設として、当地区上流分の施設について 計上しておりますが、これらの施設は当地区より下流の地区にも便益を与えております。当地区 分について、便益・費用とも面積按分して計上しております。

(委員)

わかりました、有難うございました。

(副委員長)

他いかがでしょうか。

(委員)

同じ表ですが、この項目で例えば災害防止効果っていうのは、当初はあったけれども、今は計上されなくなっています。また、品質向上効果って言うのは逆に前は無かったけど今回はある。 塩害も前はあったけど今は無い。これはかなりマニュアルが変わったということなのでしょうか。どのような判断をしていますか。

(伊勢農林水産事務所)

マニュアルの内容も確かに変わっておりますが、当初算定時の便益は、総費用もそうですが、国営事業が国営関連事業を合わせ一体で効果算定を行っておりますことから、単純に国営事業計画の便益を面積按分する簡便な方法で算出しておりました。今回の実績評価は各地区積み上げており、その結果、例えば災害防止効果が大きく減っておりますが、これは当初、宮川用水全体では整備されています「ため池」の災害防止効果を面積割合で計上しておりましたが、当地区には「ため池」はございませんので、実績評価では計上を無くしたため、大きな差が出ています。

(委員)

そうすると例えば総費用はかなり上がっており、総便益も上がっていますが、この総費用というのは、昔は割り戻し単純按分でやったからという意味で、物凄く実は事業費が上がった訳では無いと言う事でしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

当地区の事業費も上がっておりますが、関連事業費として当初は国営事業全体を単純に面積按分していたものを、今回は上流側の施設を積み上げております。上流部には頭首工など大規模な施設がありますので、上流の工区である宮川1工区は比較的大きな費用となっています。

(委員)

要するに実質的に新しい事業をやっているわけではなくて、前は按分したもので、今回は上流部分だけの費用を出しているから見かけ上費用はすごく上がったように見えているだけでしょうか。実際工事は同じように進めているという理解でよろしいか。

(伊勢農林水産事務所)

実際工事は計画に沿って進めております。上流部の国営事業でも費用が大きい部分を計上しておりますので、単純な面積按分よりも大きくなっています。また、当地区の事業費自体も上がっており、2つが重なってこの数字になっています。

(委員)

そうですか。わかりました。

他いかがでしょうか。

私の方からご質問させいただきます。コスト縮減の所で、旧の水路にパイプを埋設して、撤去 費用等々を削減するというのは1つありますが、割合的にはどれくらい採用されていますか。

(伊勢農林水産事務所)

全体 15km のうち、約 1km で採用しております。

(副委員長)

それはやはり難しいのでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

当初の水路はオープン水路ということで自然流下でした。標高に沿って流すために山林など維持管理が難しい所に設置されておりました。今回パイプライン化にあたっては、標高を意識する必要がなく、同じ場所に設置するのは、また維持管理が難しいことになりますので、概ねの区間は、道路下へ路線を変更しております。

(副委員長)

機械が入らないからパイプを持っていけないということでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

そのこともあります。

(副委員長)

工事をするのも大変になってきますね。

(伊勢農林水産事務所)

はい。もし漏水が発生した時に進入できないということがあります。

(副委員長)

わかりました。今、現状使用されている水路は使わなくなって管理できないため、閉塞や撤去 する必要がありますか。結構この経費がかかるように思います。

(伊勢農林水産事務所)

排水路としても利用されている部分で、町が維持管理していっていただく部分については、残 すことになりますけれど、基本的には安全面から、また今後維持管理し続けることが出来ません ので、撤去する必要があります。

残っている部分はどれくらいありますか。

(伊勢農林水産事務所)

古い水路のまま残す部分ですか。

(委員)

水路として残しておこう、管理していこうと言う部分です。

(伊勢農林水産事務所)

残しておく部分につきまして、現在、町と協議中で決まっておりません、

(副委員長)

わかりました。

地元の人はパイプライン化する事を本当に希望されていると言う事でよろしいですね。

(伊勢農林水産事務所)

維持管理面でありますとか、水不足になることも多かったようですが、パイプラインになることで、給水が安定化して、維持管理がやりやすくなったというご意見です。

(副委員長)

いかがですか。何かございませんか。

(委員)

パイプライン化されると後継者は増えていく状態になりますか。

(伊勢農林水産事務所)

認定農業者でありますとか、大規模経営体へと集積が進んでいくと考えています。少人数で維持管理することはオープン水路では大変ですが、パイプラインでは労力が軽減できますので、大規模経営体が少人数で維持管理ができるということで集積率が伸びております。

(委員)

相当な規模で農業者が減っていますので、やっぱり若い人が入ってきてもらわないと、いくら 大規模経営でしていても、年々高齢化率は上がっていくので、その問題が解消できないのではな いでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

そういったソフト面も合わせて支援してまいりたいと思います。ありがとうございます。

よろしいですか。

(委員)

はい。

(副委員長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか?そうしましたら、次 502 番です。

502番 農業農村整備事業 県営かんがい排水事業 宮川4工区その2

(伊勢農林水産事務所)

それでは引き続きまして、事後評価の 502 番、県営かんがい排水事業の宮川 4 工区その 2 地区 の説明をさせていただきます。

本地区は平成 25 年度に事業を完了致しました。完了後 5 年が経過しました事から、この度事後 評価の方を行いました。

目次の方ですけれども、1番の「事業目的の概要」以下、5つの項目でご説明をさせていただきます。先程の図面と同じになりますが、本地区、宮川4工区その2地区につきましても、国営事業の関連事業でございます。

地区の位置は図面右上、海沿いの工区で伊勢市の北部地域 802ha を受益とする地区でございます。事業目的と概要ですけど、これは本地区の計画一般図になります。

黒線の国営幹線水路から本地区の県営幹線水路は北浜線、図の左側になります。それから西豊浜線、図の右側になります。大きく2つの路線に分かれております。この2つの路線は、昭和35年から昭和53年度にかけまして整備をされましたパイプラインによる農業用水路です。建設から新しい区間でも40年以上が経過を致しまして、老朽化による漏水が度々発生して、維持管理に多大な時間と費用を要しておりました。この為、パイプラインの更新整備を国営宮川用水第2期事業と一体的に行いまして、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を目的として事業を実施いたしました。

本地区の県営幹線水路は、全体では 14 km余りありますが、凡例をご覧ください。うち青線の区間につきましては、既に改修が済んでいる区間で、既設利用が可能となっております。 未改修で残っておりました赤線の区間、計 6,888mが今回事後評価の対象の箇所になります。

次に、事業費と事業量ですが、事業期間は平成 19 年度着手し、平成 25 年度に完了しております。事業費は当初計画が 14 億 6,700 万円に対しまして、実績は 12 億 9,900 万円で、 1 億 6,800 万円の減額となりました。内訳と負担率はご覧のとおりでございます。本地区の最終的な事業量は実績欄の幹線用水路 L = 6,888mで、その内容は既存パイプラインの更新もしくは補修整備でございます。また、水管理システムとして、国営事業で整備をされておりました、中央監視システムに本地区のパイプラインの監視情報を組み込むという整備を実施しております。

本地区の整備区分についてご説明いたします。

下表に、施工区間内訳で「管更新区間」とありますのが、右上図にある旧パイプラインを取り除いて、新しいパイプラインを設置する標準的な工法です。次の「管更生区間」は、旧パイプラインを内側から補強し、新材並みの強度とする工法で、右側図の中段か下段いずれかの工法を適用しております。また、一部区間で「推進工」、地中を掘り進めて新しい管を入れる工法も採用しております。以上が本地区の事業概要となります。

次に、事業効果につきまして、これは本地区で発生をいたしました漏水件数のグラフで、施設を管理しております宮川用水土地改良区の記録から作成をしたものでございます。本地区の用水管は大きい所で直径が1mあり、破損の状況によりましては、下の写真にありますように、近隣の宅地や道路に影響する漏水事故も発生しておりました。周辺の皆さんに大変ご迷惑をかけ、復旧に多大な時間と費用を要しておりましたが、整備が完了いたしました平成25年度からは漏水事故は発生しておりません。

次に、間接的な効果として、先程も紹介させていただきましたが、宮川用水の近隣地区におけるパイプラインの整備前後の農地集積の状況です。

本地区は従前から、末端パイプラインが整備をされておりましたため、農地集積は一定進んでおりましたが、今回、用水の安定確保が図られたことで、一部支線水路が未整備の地区がございましたが、その地区から整備を要望する声も上がっております。

今後は、近隣地区同様に農地集積をさらに促進してまいりたいと思います。下は本地区における優良経営体の事例紹介で、パイプライン化の他にほ場の大区画により、農地中間管理機構を活用することで農地集積、また GPS 付きの農業機械の導入で作業効率を高め、規模拡大が図られております。また 6 次産業化の取り組みも進められております。

経済効果、B/C についてご説明いたします。

本地区の効果算定は農林水産省の土地改良の経済効果算定「投資効率方式」と言う先程の宮川 1 工区とは異なりまして、以前の算定基準で行っております。

事後評価におきましても同じ基準を適用しております。効果項目といたしましては、農業生産向上効果以下 8 項目で、年効果額は作物生産効果以下 10 区分で算出しております。各効果額は国営宮川第二期事業が昨年、平成 30 年度に実態調査をされ、本年度事後評価で用いられました数値を基に算出をしております。

今回の年総効果額は合計欄にありますとおり、9億2,059万9,000円となりました。

総事業費は、当該事業費として本地区の事業費と、関連事業費といたしまして、国営事業費および他の関連事業を合わせた事業費を、本地区分の面積で按分した額を合計いたしまして、今回 158 億 5,223 万 6,000 円となりました。

年効果額以下、所定の額・数値を入れて算出した結果の妥当投資額6番とありますのが、総便益になります。175億2,388万円でした。一番下の段にあります投資効率がB/Cになります。今回の実績で1.10という結果でございました。

次に、事業環境面への配慮および事業による環境の変化ですけれども、工事の際に、低騒音・低振動・排ガス対策型の建設機械の使用し、また、工事排水の水質汚濁防止対策の実施をいたしました。

生活環境面では舗装の打ち替えを行っておりますので、生活道路が綺麗になり、通行性が向上 しております。 次に、アンケート調査でございます。

今回、一部の区間を、古い管から新しい管に入れ替えるという整備内容のため、整備前後において周辺状況や、営農状況にほとんど変化が見られないということから、整備を認識されているであろう方、又は実感されているであろう方を対象にアンケートを絞らせていただきました。

まず、施設管理をしております宮川用水土地改良区から 18 名の方、次に本地区の地元農業者といたしまして、関係 10 集落からそれぞれ 2 名の方、合わせて 20 名の、担い手を含めた代表的な農業者の方にお願いをし、合わせて 38 名の方にアンケート調査をさせていただきました。

アンケートの内容ですけれども、問 1 では今回の事業の効果を感じられたか?につきまして、 ご覧の 4 択でお聞きをいたしました。

問2では問1の回答理由につきまして、こちらもそれぞれご覧の3択でお聞きをしております。

最後、問3では具体的な回答意見をフリーで書いていただきました。

まず、問1の事業の効果を感じられましたか?につきましては、宮川用水土地改良区の方は全員から効果があったという回答でした。地元農家の方からは55%が「効果があった」ということでしたけれども、40%の方が「分からない」、5%の方は「効果が無かった」との回答がございました。

次に問2の、効果に対する主な回答理由ですけれども、宮川用水土地改良区の方はご覧のとおり好意的な回答です。地元農家の方は、集落を代表するような農業者の方にお願いをしましたが、それでも3割の方は用水路が新しくなった事を知らないという回答がありました。

また、1名の方からは維持管理が軽減されていないという回答もいただいております。

最後、3番のフリーで書いていただいたご意見はご覧のとおりでした。

肯定的な意見からは、事業目的であります維持管理の省力化でありますとか、農業用水の安定 供給を図るという点について、概ね達成できていることが伺えると考えております。

効果について「分からない」という意見からは、整備の前後で支障なく営農が継続されているとも受け止められますが、事業の PR が不足しているとも感じるところでございます。「効果が無かった」との意見からは、支線水路の漏水が多くて、たびたび断水となり、耕作に影響が出ているというご意見、また最後その他の意見のほうにも、支線水路が未改修で給水栓の老朽化にともなう破損が多く、困っているというご意見ですね、共に今回の幹線水路の整備箇所の下流にあります支線水路に関するご意見でした。

今後の課題についてですけれども、今回老朽化が進んでいた幹線水路のパイプラインの更新を 行いましたが、アンケートのご意見からは、改修した下流の支線水路、末端のパイプラインにつ きましても、更新または補修が必要になりつつあるということが見えてまいりましたので、今後 は地元農家の方々と連携をしながら、長寿命化対策等の経済的な工法も含めて、支線水路の整備について検討してまいりたいと思います。

引き続き、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を図ることで農地集積を促進しまして、儲かる農業の実現につなげてまいりたいと考えております。

それから、概要説明の際にいただきました「年効果額が計画と実績で大きな差が出ているのは 何故ですか?」というご質問について追加のパワーポイントで説明させていただきます。

先程の宮川1工区地区の内容に近いんですけれども、まず、国営事業におきましては、国営関連事業は一体の計画として合算して効果算定がされております。

そのため、当地区においても効果算定では国営事業計画を基に効果算定を行っています。 上段が当初計画時点の算定方法で、例えば作物生産効果は、国営事業計画の作物生産効果額を単 純に面積按分して 6,723 万円という額を計上しておりましたが、対して実績時点では、国営事業 計画の作物別面積を基に当地区の面積を算出し、実績の作付面積調査との比較からその差を効果

額として出しております。これが効果額の内訳になります。

評価時点欄として赤枠で表示した部分が、30年度に調査した作付面積実績の数字でございます。それから現況と計画欄につきましては、先程の算定方法で国営事業計画の数値から算出した当地区の現況と計画の面積になります。これにより、現況と30年度の作付実績から年効果額2,076万3,000円という額を算出しております。

効果額が減少している要因はやはり農業者の減少や高齢化によるところかと思われますが、ほとんどの作物で計画面積に達していないという状況です。しかし、現況との比較で、キャベツが伸びております他、面積は微増ですが、イチゴ・トマトなどで上昇が見られます。

また、水稲につきましては単収等の伸びにより大きく上がっていることがうかがえます。

他の効果額でも、計画と実績の差が大きいものがございます。その要因は様々かと思いますが、計画の効果額が、国営事業計画より単純な面積按分で算出しておりましたものに対し、実績では当地区の実態調査の結果となっており、算定方法の違いが影響している面もあろうかと思います。

以上で4工区その2地区の説明を終了させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(副委員長)

ただいまご説明いただいた評価の妥当性につきまして、委員の皆さんからご意見をいただきた いと思います。

(委員)

端的に言うと、このB/Cを投資効率方式で算出しているっていうのは何故でしょうか。おそらくこの事業だけではなくて、できるだけ総費用総便益分析にしましょう、ということになっていると思います。なぜ投資効率方式を採用されているのか教えていただきたい。

(伊勢農林水産事務所)

先程ご紹介させていただきましたとおり、総費用総便益分析による算定方法が土地改良の関係で制定されたのが 18 年度末で、19 年度から本格的に導入されております。この地区は 18 年度に計画策定しており、それ以前のタイミングであったことから投資効率方式となっています。評価についても同じ方法で行っております。

事業着手のタイミングが少し制定より前であったと言う事でございます。

(委員)

なるほど。でも、今ご報告いただいているので、前の基準でいいということを今判断している ということになりませんか。もう1回やり直すのではなくて、前にやっていたそのまま、当時の 費用便益分析の評価を今出されているというふうに、我々理解してよろしいですか。

(伊勢農林水産事務所)

当初計画と同じ考え方で比較するために、従前の算定方法を適用するということで、国の通達にもとづいて算定させていただいております。なお、効果額につきましては実態で積み上げております。

(委員)

なるほど。

(副委員長)

アンケートの結果ですが、事業をしていて農業者の方がよく分かってない方がいるというのは どういうことでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

改修区間が限られおり、それも部分的でしたので、ちょうど水道管が生活に支障なく改修されているように、漏水が軽減されたことは確かにありますが、一般の農業者の方にとって特に作付に支障が出るまでの漏水ではなかったことから、どうしても効果は実感しにくく、そういった意見が出てきたものと考えています。

(副委員長)

10 集落の主な農業者というのは実際農業をやられている方を無作為に地元の方で選んでいただいたようなイメージでしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

はい。

(副委員長)

事業にあたって地元説明は当然されていますね。

(伊勢農林水産事務所)

はい。

(副委員長)

しかし、この結果をみると十分周知されていなかった方が何人かいたということですね。

(伊勢農林水産事務所)

この結果を見る限り、そのように思われます。

(副委員長)

全部が全部そうではないのでしょうが。

(伊勢農林水産事務所)

事業のPRが不足していたと考えております。

(副委員長)

先程の1番の再評価の事業については、こういうことがないように、地元に対しての説明は十分されていますか。

(伊勢農林水産事務所)

1番の再評価事業は、オープン水路からパイプラインに大幅に環境が変わり、用水供給が改善されることから、皆さんが実感されるところですが、この地区は既にパイプラインが整備されており、それを部分的に改修した事業のため、このような結果になったと考えています。

(副委員長)

分かりました。ありがとうございます。

一番最後に儲かる農業という、儲かるのも大事ですが、後継者が育つというのも大事だと思います。この地区でこういった農業農村整備事業を進めて、農業を行いやすく、後継者が儲かるようにしていくということは大きな方向性だと思いますが、後継者がいないと後が続かないので、そのあたりのご意見を伺いたい。

(伊勢農林水産事務所)

近隣地区でパイプライン化が農地集積に寄与している実績があり、当地区のおいても優良事例で紹介しましたように法人化された経営体に農地集積が進んでいるところではありますが、実際そこに若い方がどれほど就業されているかというところまで把握しておりませんので、その辺につきましても、意識して支援させていただきたいと思います。

(副委員長)

是非、頑張っていただきたいと思います。

(委員)

ぜひ農業の担い手を増やすように頑張っていただきたいと思います。先程、農業生産向上で作物生産効果の細かい作物別で説明していただいて、ありがとうございます。その他で面積が増えているものも少しはあるが、面積が増えていなくても効果額が上がったものもあり、単収が増えたのではないかという発言があったかと思いますが、それもやはりこのパイプラインの効果でしょうか。

(伊勢農林水産事務所)

用水が安定的に供給されることで向上し、発現した効果というふうに捕えております。

(委員)

決して品種改良などによるものではなくて、パイプラインの効果があるということですね。 はい、分かりました。ありがとうございます。

(副委員長)

はい、お願いします。

(委員)

イタリアンライグラスとは何ですか。飼料作物ですか?

(伊勢農林水産事務所)

家畜用の飼料作物です。

(委員)

それは米ですか?

(伊勢農林水産事務所)

米ではないです。麦のような種類の穀物です。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(副委員長)

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(伊勢農林水産事務所)

どうもありがとうございます。

そうしましたら、15分まで休憩にしたいと思います。

(休憩)

(副委員長)

それでは、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、501 番農業農村整備事業のご説明よろしくお願いいたします。

501番 農業農村整備事業 広域農道整備事業 中勢3期

(津農林水産事務所)

農道整理事業、事後評価501番中勢3期地区につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の事後評価書に沿って前のパワーポイントを使わせていただいて、ご説明させていただきます。本日の説明ですが、まず始めに事業概要について、経済効果、事業を巡る社会情勢の変化、そしてアンケート結果、最後に今後の課題の順に説明させていただきます。

まず、中勢地区全体の事業概要からご説明します。前のパワーポイントを見ていただければと 思います。

この地域は中勢地区としてまず1期地区、2期地区と分割して農道事業として実施し、平成4年度に全区間完了し、供用を開始しております。

その後続いて、中勢3期地区が平成7年度に採択され平成25年度に完了し、供用を開始しました。

なお、この中勢3期地区は別の国土交通省所管の道路事業の計画もあった為、施工区間を調整することで、建設道路区間と農道区間を仕分けして実施しております。

今回この中勢3期地区が事後評価審査の対象となります。

本事業は、津市西部の山間地を縦断する基幹となる道路の整備が求められていたことから、流通・輸送面での生産コストを低減し、地域農業の安定と活性化を目的に、この基幹となる道路を整備したものです。

中勢 3 期地区の事業概要ですが、津市白山町二本木地内の国道 165 号線から松阪市三雲町小津地内の三重県中央卸売市場に至る片道 1 車線の道路 21.9 km、内、農道区間約 6 kmを白山工区・一志工区・嬉野三雲工区の 3 つの工区より計画し、中勢 3 期地区として整備しております。

残りの 16 kmは先程も説明したとおり、他部局と調整を行い建設サイドの方で整備しました。事業期間は、平成 7 年度から平成 25 年度までの 18 年間です。事業費は 38 億 2,400 万円で、中勢 1 期 2 期地区を合わせ全長 42.7 km、通称グリーンロードとして親しまれております。

経済効果についてご説明いたします。

今回の費用便益分析につきましては、農林水産省農村振興局整備部監修の効果算定マニュアルにより行っております。

まず、最初に便益についてご説明します。採択は平成7年度でしたので、旧の算定方式で算出 しておりましたが、平成19年に計画変更しておりまして、その際には総費用総便益方式としてお ります。

現在の農業農村整備事業の効果は、平成 11 年 7 月に制定されました我が国の農政の大元であります、食料農業農村基本法の理念に沿って、食料の安定供給の確保に関する効果・農業の持続的発展に関する効果・農村の振興に関する効果多面的機能の発揮に関する効果の 4 つに大別されて

おります。

本事業においては、食料の安定供給確保に関する効果及び農村振興効果からの発現効果を便益 として計上しております。

まず、食料の安定供給確保に関する効果ですが、1つは品質向上効果、もう1つは営農にかかる 走行経費節減効果です。

また、農村の振興に関する効果として一般交通等経費節減効果があります。

1つ目の品質向上効果ですが、これは農業生産物の品質への影響に関する便益です。農産物を運ぶトラックが通行する道路をアスファルト舗装整備することにより、トラックに積まれた農産物へのダメージを軽減し、品質を守ることが出来ることにより発生する効果で、8,200万円となっております。

平成 18 年度の再評価時の 1 億円より減少していますが、この要因は効果算定の際に使用する生産作物の単価が下がったことによるものと推察しております。

2つ目の営農に係る走行経費節減効果は、道路が拡幅され舗装整備されることで農産物を運ぶ車両の大型化が可能になる等、広域農道を利用する車両等の走行経費の節減や、人件費の削減による効果を便益として算出したもので、11億8,400万円となります。

前回再評価時の9億7,800万円より増加しておりますが、これは燃料代の単価等の走行経費や、人件費の単価が前回評価時より上がったことによるものと考えております。

次に、農村振興効果からの発現効果ですが、一般交通等経費節減効果があります。

この効果も営農経費節減効果と同様に、広域農道を利用する一般交通車両が、道路が整備されたことで、時間が節減される人件費及び車両経費を便益として、算出したもので 6 億 7,300 万円となっております。

前回の概要説明の時に、委員の方から質問のあった農業以外の効果が、これに当たることになります。

前回の再評価時の5億7,400万円より増加していますが、営農経費節減効果と同様に燃料費等の走行経費や人件費が上がったことによるものと考えております。

ここで前のパワーポイントの方で農産物の流通経路の1例をご紹介します。

まず、お米の輸送経路です。ピンク色が水田地となります。各地域で収穫されたお米は、広域 農道を利用し、それぞれのカントリーエレベーターやライスセンターへ運搬されます。

これはキャベツの輸送経路です。旧久居地内の各生産団地で収穫されたキャベツについては、 箱詰めされて軽トラック等で各集荷場へ運搬されます。

その後、各集荷場で大型トラックに積み替えられ三雲町の中央卸売市場や、県外の消費地へ運搬されます。

三重なばなは、キャベツ同様に各集荷場に出荷され、広域農道白山工区や一志工区を通行し、 嬉野三雲工区を通過し、三重中央卸売市場へ運搬されます。 美杉、一志の中山間地等で栽培された原木しいたけは、パッケージされ一志工区を通行し、三雲の卸売市場まで運搬され出荷されています。

次に、一志町内に平成18年度に建設されたベジマルファクトリーをご紹介します。

この施設は、JA 三重中央が国の補助事業、農業構造改善事業により建設したもので、JA 三重中央管内旧久居市・旧白山町・旧一志町・旧美杉村の生産者から運ばれる野菜等を加工、商品化し県内外へ出荷しております。

平成 28 年度 3 月時点で契約している生産者は 79 名で、生産者の収入の安定につながっています。

こちらは、ベジマルファクトリーで商品化している商品の一部です。こちらは広域農道とベジマルファクトリーの位置関係となります。

次に、事業をめぐる社会情勢の変化についてです。

津市の農家戸数を見てみますと、平成 18 年度 9,532 戸でしたが、平成 30 年度には 3,802 戸と 大きく減少しております。

60%の減ですけども、県全体でも57%の減となっており、全県的な傾向とうかがえます。担い手等への農地集積が進んで農家戸数が減少しているとの見方もありますが、全国的にも農業の後継者不足が課題となっている中で、本地域でも農家戸数の減少は避けられないものとなっております。

また、耕地面積につきましても、平成 18 年度の 8,814ha から平成 30 年度には 8,330ha と 6%減少しておりますが、県全体の減少率 7%よりは若干低い率となっております。

耕地利用率に関しましては、水稲については、平成 18 年度から平成 30 年度を比べると、4.570ha から 3.800ha に 16.8%減少しました。

県全体と比較すると、減少率約2%と高くなりますが、これは津市山間部の谷内田で耕作放棄地が増えたことが原因ではないかと考察しております。

主要野菜につきましては、特に管内 JA が春、冬キャベツ・ブロッコリーを指定作物として作付け生産に力を入れていることもあり、県内作付け面積の3割から5割を占めております。

津市の畑面積は県内の12%であることからも、これらのシェア率の高さがうかがわれます。

アンケート調査の結果について、ご説明いたします。

広域農道利用者の意見を伺う為に、広域農道沿線にお住まいの方々にアンケートをお願いすることとし、津市、松阪市の職員にもご協力いただき、津市白山町川口地区・一志町波瀬地区・松阪市嬉野町権現前地区・須賀地区・三雲町曽原地区の計 2,120 戸に、関係自治会長を通じてアンケート用紙を配布し、885 戸から回答をいただきました。

まず、グリーンロードの利用状況についてです。

画面上、左側は利用の頻度です。

ご覧の様に、利用頻度に差はあるものの回答いただいた約80%から、利用しているとの回答を

いただいております。

また、その利用目的については買い物が32%、通勤・通学と言った日常生活上必要な目的が約46%を占めており、グリーンロードが地域住民にとって、日常の生活道路として十分に活用されていることがわかりました。

更に効果につきましても、約9割の方から効果があったとの回答をいただき、その内訳は目的 地までの走行時間が短縮された。既存の道路との接続が良くなり、利便性が増した。日常生活が 快適になった等、効果を認めていただいていることが伺われます。

前回の概要説明で、委員からいただきました農業の効果以外も含まれるのですか?と言う質問への回答になるのではないかと思います。

一方、悪影響については約54%が悪影響は無いとの回答でしたけれども、約46%の方から悪影響があったと回答がありました。悪影響があったと回答いただいた方の約6割の方は、ゴミの投げ捨て等で環境が悪化していると回答されました。

次に、農業面の効果に関しましては農業をされている方、234戸からの回答ですが、農地への通作については約37%の方から便利になった、また、農作物の出荷については、30%の方からそれぞれ便利になった、との回答をいただいております。

また、農作業の大型機械化については、22%から可能になった、と回答いただいております。 耕作の継続についても営農意欲が高まった、担い手に頼みやすくなった、と言う営農継続に前向 きな回答が22%ありました。

次に、管理状況についてです。

県営事業として整備しました広域農道ですが、津市及び松阪市に譲渡させていただき、現在は両市で管理していただいております。アンケート結果では適切に管理されていると 28%の回答があった一方、舗装の打ち替えが必要、交通安全施設等の改善が必要等、改善が必要との回答も25%ありました。

最後に、今後の農道事業で改善すべきことについてお聞きしました。

自由記載で回答をお願いしましたが、170件を超えるご意見をいただきました。その中で、主な意見として、信号機・街灯の設置・通学児童等への配慮といった、交通安全対策や道路にはみ出る草や、枝などの伐採等の維持管理に関するご意見、又事業実施前の地元住民への説明会の実施や、意見聞き取りと言った事業実施のプロセスにかかるご意見等もいただいております。

農道事業のみならず、今後も農業農村整備事業を実施していく上で配慮させていただきたいと 考えています。

最後に、今後の課題等についてですが、アンケートでの意見欄では老朽化した舗装の打ち替え や歩道・ガードレール・信号機の安全対策の実施等の要望がありました。

舗装の打ち替え更新につきましては、県内でも農道の舗装修繕を実施した地区もありますので、事業の実施状況や事業制度等の情報提供を行い、適時に適切に修繕、更新出来るように津市

及び松阪市と情報共有していきます。

今後共、本農道が地域の基幹道路として役割を果たしていけるよう、津市・松阪市を支援していきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(副委員長)

今のご説明に関しまして評価の妥当性について、ご意見、ご質問よろしくお願いいたします。 いかがでしょうか。

(委員)

今回のような農道も林道と同様に維持管理は市町村で行っているのでしょうか。

(津農林水産事務所)

施設は事業完了後に市町に譲渡させていただいておりますので、津市と松阪市にお願いしております。

(委員)

そのようなことからも、例えば県道のように県が管理していくような道路とは違うので、その 辺りで管理者となる市町には維持管理費が結構かかってくることになるのですが、その地域の人 達もそのような意見を言っているということでしょうか。

(津農林水産事務所)

はい。農業農村整備事業の造成施設は基本的に事業完了後は、市町に譲渡することになっております。

また、例えば草刈などの維持管理については、市町から各自治会の方に委託をされて、各自治会の方が草刈をしているところもあります。そういった場合で各自治会の方が草刈した時に缶がたくさん落ちていたということがアンケート結果でも目立っているのではないかと思っております。

(委員)

また、熊野にあるオレンジロードのように、造成後に県道になっているものもありますけど、 そのような形のものは他にはないのでしょうか。

(津農林水産事務所)

市町や県、その他の関係機関との調整結果でそのようになる場合もあります。

(委員)

わかりました。

他にはいかがでしょうか?

(委員)

今回、グリーンロード全体の経済効果ってお示しいただいておりますが、農道以外にもいろいるな道路がある中で調整されて、今回の施工区間を決めているということでしたが、当地区の費用が大きく減っているが、その代わりに逆にその他の費用が大きく増えているが、どのようなことなのか。

(津農林水産事務所)

全体的な評価は1期・2期・3期の全体で行っている。

(委員)

詳しく表の について詳しく教えて頂けないか。

(津農林水産事務所)

表の左側の平成 18 年度時の 1 期・2 期・3 期の費用がこの に入っている。 の方には当事業 当地区に関連してくる県道等の費用が入っている。表の右側の には、中勢 3 期の分だけが入っており、 の方に中勢 1 期・2 期や県道の関連事業をこちらに入れているため、合計の は一緒になることになる形になっている。

(委員)

わかりました。そうすると合計したものは同じということですね。それでは、事業費が2~3倍近くに上がっている。これは、どのような理由なのか。

(津農林水産事務所)

基本的に、事業費に対して現在価値化ということで費用を算定させていただいております。具体的には、社会的割引率の4%を適用して、再評価時は基準年度を平成18年においているが、今回は令和元年度を基準年度としている。そのため、昔に遡れば遡るほど、社会的割引率の効果がきいてくることになり、例えば1年遡ってしまうと1.04%になってくることになる。そのため基準年度から12年ほど経過している関係で昔の費用がかなり大きく、現在価値化に影響してきたことから、事業費が増えてきているように見える状態です。事業費として大きく変わったというわけではありません。

(委員)

了解しました。要するに現在価値化する時点の違いということですね。

(津農林水産事務所)

はい。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(副委員長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

アンケートの所で、通学する児童への配慮などを求めるというようなコメントがありましたが、 農道事業でできた道路でも通学路に指定されるようなものなのか。

(津農林水産事務所)

白山工区から松阪、伊勢中川位の所まではありませんが、その先は可能性あります。

(委員)

もし通学路に指定されている場合は、それ相応の歩道を設置するといった対策も可能なのでしょうか。

(津農林水産事務所)

当初計画時は、新設で農道を計画しましたので、通学路という想定は全くしておりませんでした。事業実施後に混住化、特に三雲工区の周辺は大きな道路ができてきましたので、逆に利便性が増したということと、アパートなどの住居も増加してきており、当道路を通って通学されている場合もあるかもしれません。しかし、当地区のように農林水産省の補助金を頂いて整備する場合は、通学路の整備のために歩道を整備するということはできないことになっております。事業の目的が違うためです。しかし、そういった要望があるということから、例えばその他の事業制度についても市町に情報提供して、可能な対策は講じていきたいと考えております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(副委員長)

他はいかがでしょうか。

では私の方からですが、このグリーンロードの内、農道以外の分は県道として整備されている のでしょうか。

(津農林水産事務所)

はい。県道として整備しております。

(副委員長)

その経緯として、おそらく道路を利用されている方は何の道路であっても構わないと思うのですが、農道と県道の目的は、本来は違うと思うので、それが連続して別々で存在しているということで、その辺りの調整はどのようにされているのかを教えて頂けますでしょうか。

(津農林水産事務所)

この事業を計画する時には、農業の生産団地とか農業の関連施設とか市場等を考えて計画路線を設定していくのですが、その中で現道を利用あるいは拡幅することも検討していきます。そうした中で、例えば国交省関係事業の道路計画等があった時には、国交省サイドと協議をしながら、例えばどちらの方で整備していくかといったようなことも協議していきます。

(副委員長)

もし、国交省が施工しなかったら、農道で施工していたといったことでしょうか。本来は分割 することは大変難しいのではないかと思うのですが、その辺りをどうされたのか教えて頂けます か。

(津農林水産事務所)

ここの中勢3期地区につきましては、実施途中から路線が若干変更になりました。当初は、南の方にグリーンロードを計画していたのですが、用地の問題等があり、計画の路線を見直した経緯がありました。その経緯の中で、国交省等が新しい路線を計画されているといったことがありましたので、その道路を利用しようということで協議したという経緯があります。

(副委員長)

本来の農道の枠組みの中で、先程にも委員から質問があったように歩道設置のような道路としての機能としての要望がある中で、例えば県道に移管するものもあります。その辺りをどのように仕訳けしているのか疑問があって、県民にとっては道路が出来ることはいい事なのですが、その予算の出所が違う訳なので、その辺りの仕分けというものが、今後の維持管理も含めて若干疑問があったので質問させていただきました。

(津農林水産事務所)

道路を整備する際には、同じような道路が近くに平行して整備することのないように、三重県の場合は県土整備部と調整、協議を行っていきます。その中で、例えば県道の計画もない中で農業用の道路が必要という位置付けで、農道の整備計画を立てていく場合もあります。例えば当地区の場合だと、当初は山間地を抜けていく計画もしていたのですが、事業を実施する中で例えば用地買収ができなかったりする場合もあります。そのような中で、県土整備部の県道バイパス工事の計画があったということです。

(副委員長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

505番 農業農村整備事業 地震対策ため池緊急整備事業 安部・七郷池

(津農林水産事務所)

引き続きまして農業農村整備事業事後評価 505 番地震対策ため池緊急整備事業、安部・七郷池 地区についてご説明させていただきます。

説明ですが、1つ目に事業概要、事業効果、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化、 事業をめぐる社会経済行政等の変化、住民アンケート結果、今後の取り組み、そしてまとめの順 で説明させていただきます。

まず、事業の概要について説明させていただきます。

安部・七郷池地区につきましては、津市の西部、旧安濃町草生に位置します。

昭和55年から平成元年に整備されました、ほ場整備事業平尾安部地区の水源となっております。

こちらは地域の詳細位置図になります。

ピンクの着色が、かんがい受益面積で安部池が 58ha、七郷池が 81ha、合わせて 139ha です。また、黄色の着色が想定被害区域、洪水被害面積で 289ha となっております。

事業着手の理由でございますが、両ため池とも建設された時期は不詳で、ため池堤体からの漏水が著しく、また、堤体の余裕高不足、地震時におけるため池堤体の安全率が所定の基準を満たしていないこと、加えて洪水吐の通水断面不足と安全性が大きく低下している状況にありました。

また、本ため池は地域の高位部にございまして、地震等により堤体が決壊すれば下流の集落密集地や、農地を直撃し人命・人家・農地を失うこと等、大きな公共被害、農地被害を発生させることになります。この被害を未然に防止する事を目的に農業用ため池の改修を実施することとなりました。

次に、地区の概要について説明します。

全体計画実績の欄をご覧ください。

事業期間は平成10年度から平成25年度、事業費は10億3,200万円です。整備内容でございますが、再評価時については左側に記載させていただいているとおりで、工事実施に伴う現地精査に伴い事業費、事業量等の変更がございます。

安部池・七郷池共に堤体工、洪水吐工、取水施設工の整備と観測施設工としてそれぞれの池に 水位計、そして管理用道路を整備しております。

こちらは本ため池の平面図になります。

先程概要で説明させていただきましたが、安部池・七郷池は本堤と中堤の改修及び管理用道路 を整備しております。 次に、ため池堤体の標準断面図になります。

まず安部池の堤体断面図です。

ため池改修を行う場合の一般的な工法なのですが、余裕高の確保や地震時における堤体の安定性の確保を行っております。

次に、七郷池の堤体断面図です。

これも安部池同様の工法でため池の改修を行っております。なお、中提も同様の方法となっております。

事業の効果について説明します。

本事業の効果は農林水産省監修の土地改良の経済効果により算出しております。

先程ご説明しました広域農道の効果算定方法とは異なりまして、対策年度が平成 10 年度ということで、先程の宮川の用水と同じで、投資効率方式としております。

ここでは時間節減効果と、災害防止効果の2つの効果を見ております。

再評価時では、表の下段の投資効果率は、1.91でありましたが、事後評価時では投資効果率は 2.13となっております。

表、中程の年総効果額の内訳につきましては、ほとんどが災害防止効果でございます。

例えば地震等によりため池が決壊した場合は氾濫した水で下流の家屋が全壊、半壊したり、水田の耕土が流出する等の被害が想定されます。

また、流出した堤体や耕土が下流の水田を埋没させる被害や、農道水路等の農業用施設、市道や県道等の公共施設等への被害が想定されています。

これらの被害額の総計を災害防止効果として計上しております。

次に、想定する被害毎に平面図に着色しております。

緑色部分が農地の耕土流出被害、黄色い部分が農地の土砂埋没被害、青い着色が農地の浸水被害、ピンク色が間伐被害となっております。

また、各家屋に着色してありますが、赤色は全壊、青色は半壊、オレンジは床上浸水、黄色は床下浸水の被害となっております。

さらに農道水路等の農業用施設や市道や県道等の公共施設等への被害が想定されており、これらの被害を未然に防止する効果となります。

次に、事業の環境面への配慮、および事業による環境の変化について説明致します。

農業農村整備事業では、事業計画策定の2年前に希少生物をはじめとする生態調査を実施する 事としております。

まず、本地区の安部池から七郷池中提へ向かう管理用道路計画箇所に希少植物である4種類の 植物が確認された為、事業実施中に生態系の有識者等に助言をいただきながら移植し、保全を行 いました。

しかし、事業完了後2年後の平成27年度に実施した事後調査の結果では、移植後その地に根付くことが難しかったと見られ、希少種を確認することが出来ませんでした。

次に、希少野鳥についてです。

日本野鳥の会、三重支部から安部池と七郷池の間に希少野鳥の営巣地、巣作りをする場所があると報告を受け、環境調査を実施した所、営巣が確認されました。

その為、農業農村整備事業は工事を実施する場合、一般的には農閑期の8月から3月の8ヶ月間が施工期間となりますが、当地区については希少野鳥の繁殖期をさけた、8月から12月末までの5ヶ月間の施工とすることとしました。

また、七郷池の本堤と中提の間に設ける予定であった管理用道路については、赤の部分になりますが、営巣地への影響をさけるために地元とも協議の上、計画を中止しました。これらの対応につきましては、ため池における環境との調和に配慮し、ミティゲーション 5 原則での対応となります。

これらの対応の結果、環境への影響が大きい、ため池堤体の改修や管理用道路等の整備が完了 した平成 24 年度末に再度調査をした結果、希少野鳥を確認することができました。

次に、社会経済情勢等の変化について説明します。

現在においても、本ため池の受益地内及び想定被害地域ともに耕作されております。また、本地域では地域の6つの中心経営体が水稲を中心に麦・大豆の耕作を行っており、今後も本地域で活発な農業が行われていくことが期待されます。

本ため池の地域の住民の方々と営農者を対象に、203 戸へアンケート用紙を配布し、171 戸から回答をいただき、問 1 から問 5 のような内容でご意見をいただきました。

まず、この地域での農家の割合を確認しました。

「兼業農家も含め農業をしている」が27%、「農地はあるが営農していない」が60%、「農地はない」が13%と、この地域ではほとんどの人が農地を所有していることがわかります。

次に、本事業の効果についての回答は次のとおりです。

地域住民からの回答で「効果があった」が 59%と大半を占めており、「今までと変わらない」が 7%、「今までより悪くなった」が 12%、「わからない」が 22%となっています。

なお、「効果があった」と回答した 59%の内訳は、「決壊の心配、不安が少なくなった」が 93 戸、「綺麗になった」が 31 戸となっております。

ちなみに、「今までより悪くなった」につきましては、「堤体改修後、堤体からの漏水がなくなったために、ため池に接する林道の一部が浸水する時期がある」というご意見がありました。この議案につきましては、我々の方で盛り土を施し、早急に対処することとしております。

営農者からの回答では「効果があった」が 66%と大半を占めており、「今までとは変わらない」が 10%、「今までより悪くなった」が 16%、「わからない」が 8%となっております。

なお、「効果があった」と回答した 66%の内訳は、「決壊の心配や不安が少なくなった」が 23 戸、「漏水がなくなった」が 17 戸、「維持管理が楽になった」が 10 戸、「農業用水が多くなった」 が9戸となっています。

本事業の目的である「被害を未然に防止し、農地住民が安心できるために堤体改修等による防災対策の強化及び施設管理等の整備」を行った結果、農業者及び地域住民の回答で、「決壊の心配、不安が少なくなった」が最多となったことからも、事業目的の効果を確認することができました。

また、「漏水がなくなり、維持管理も楽になった」ことなど、営農においても維持管理軽減の効果があったことが確認することができました。

次に、資源環境への配慮ですが、「良かった」が11%、「変わらない」が33%と回答された方の全体の4割程度であり、「悪い影響があった」と回答された方は12%にとどまっていることから、ある程度環境に配慮した対策ができたのではないかと考えております。

ちなみに「悪い影響があった」については、「堤体改修後、堤体法面が広くなり草刈りが大変になった」との意見がありました。なお、安部池は安部区自治会、七郷池は七郷池水利組合がため 池管理を行っており、定期的に草刈等も実施されております。

今後の営農につきましては、「担い手や営農組合に任せる」が39%、「後継者へ引き継ぐ」が12%、「未定」が49%となっております。本地域では現在6つの経営体が営農していますが、今後さらにこれらの経営体に農地が集積され、規模拡大が進むことが予想されます。

今後の取り組みにつきましてです。ため池整備を行ったことで、ため池下流の人家や家屋、農地を浸水被害等から守ることができ、本事業の効果が十分に発揮されたものと考えられます。

しかし、施設の能力を超える想定外のことが生じることも考えられます。津市内におきましては、平成 29 年度にため池八ザードマップを作成し、昨年度関係住民に配布されました。今後は、行政はもちろん、住民の皆様とともに災害リスクに関する知識と心構えを共有し、様々な災害に備える防災意識社会へ展開していければと考えております。

これで説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

(副委員長)

ただ今説明いただきましたが、評価の妥当性につきましてご質問、ご意見などお願い致します。

(委員)

住民へのアンケート結果の中の事業効果のところで、「今までより悪くなった」ということについては対策をされたという話があったと思いますが、自然環境への影響も悪い影響があったということなのか、それについては何か対策をされてるのかということが、はっきりと確認できなかったので、再度お話しいただきたいのと、その対策について教えていただければと思います。

(津農林水産事務所)

七郷池でございますが、1点目は「現況よりも堤体が大きくなったことで草刈の作業範囲が広くなり大変になった」というご意見をいただいたことと、もう1点は「子供たちがカブトムシを取りに行くことや自然観察を行う箇所に繋がる道があるのですが、一部、水に浸かるような箇所ができたため、山に入れなくなったというご意見をいただきました。これらも合わせて、希少野鳥の営巣の時期が終わる3月が過ぎれば、別途県営事業により対応させていただこうと思っています。

(委員)

ありがとうございます。わかりました。

(副委員長)

他いかがでしょうか。

(委員)

住民アンケートの農家へのヒアリングについてですが、農地はあるが自作はしていないという方が60%いるのですが、これは誰か別の方が耕作をしているということでしょうか。

(津農林水産事務所)

担い手に預けられているということだと思います。

(委員)

他の作物も作っているわけですね。

(津農林水産事務所)

はい。この辺りには大きな経営体がありますので、例えば大きな所では 158ha を担っている経営体もあります。

(委員)

わかりました。

(副委員長)

他はいかがでしょうか。

(委員)

地震対策は公共事業で実施していただきましたが、その後は、地域住民の力を発揮していただく必要があると思いますので、「今後の取り組み」の「防災意識の向上」という所で、例えば、地域に特化したものを取り入れていけば、もっと防災意識を強く持っていただけるのではないかと思います。どれだけため池が崩壊しないように行政の方で取り組んでいただいても、想定外のこ

とはあると思いますので、ハードでできない部分はソフトで対応するということで、今後進めていっていただけたらと思います。

(津農林水産事務所)

ありがとうございます。今年の台風 19 号でも住民の方々と話した中で、「最近工事をしたばかりなので安心していた」といったご意見を伺ったりしました。当地区の場合は、行政の方でハザードマップを作らせていただきましたが、やっぱり住民の方々にもそのことを十分理解していただき、地域の防災組織がそれを上手く活用していただいて、防災訓練等もしていただき、「マイハザードマップ」や「マイタイムライン」といったものを、独自に作っていただけるような仕組みづくりに我々も手助けできればと考えております。

(副委員長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員)

今回は地震対策ということで、先ほども台風の話が出ており、例えば今回、洪水吐を改修したということでしたが、そのように台風等に対しても、安全度が上がったと考えてよろしいでしょうか。

(津農林水産事務所)

はい。例えば、ため池には緊急放流施設がありますし、洪水調整という機能もあります。また、余裕高も高くなりましたので、そういうところから豪雨に対しても強化できたと考えております。

(委員)

ありがとうございます。おそらく住民の方たちは詳細な施設のことはわからなくても、「安全になった」ということで理解しているのではないかと思いました。

(津農林水産事務所)

はい。おそらく「緊急放流施設」と言ってもご存じないと思いますが、例えば、最近ダムでよく実施している「事前放流」や「低水位管理」という方法もあります。管理者は大変なのですが、大雨が降る予想がある時は事前に放流しておいて、貯水量を確保するというか、そういう手法も一般的に用いられてきているのではないかと思っております。

(委員)

ご指導されているということですね。

(津農林水産事務所)

はい。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(副委員長)

他はいかがでしょうか。

(委員)

8ページ目の七郷池の下の方からコンクリートのブロックが設置されていると思いますが、そのブロックの上は草が生えています。その部分はなぜコンクリートはしないのでしょうか。

(津農林水産事務所)

写真でいうコンクリートブロックより上については、満水位の時でも水がそこまでは上がらないということで、張芝だけとなっております。

(委員)

草刈が大変かなと思うのですが。

(津農林水産事務所)

はい。国の補助事業ではこれ以上はできません。

(委員)

坂になってる箇所なので草刈りは大変だと思いますので。

(津農林水産事務所)

確かに実際に地元からはそういった要望もあります。

(委員)

了解しました。

(副委員長)

おそらく地元の方は草刈が一番大変なのだと思います。

(委員)

そうだと思います。高齢化しているため、例えば足がフラフラになって、池に落ちる危険性も あると思いますので。

(副委員長)

他はいかがでしょうか。それでは私から1点よろしいでしょうか。住民アンケートの中で「決

壊の心配が少なくなった」ということが一番多かったということは、ため池の改修の目的を地元 住民にしっかりと説明されてるということだと思うのですが、そのような機会を何度か設定した ということでよろしかったでしょうか。

(津農林水産事務所)

公共事業を実施する場合は、地元説明というものは欠かせませんので、事業計画の時から地元 に入らせていただいて、説明させていただいております。自治会にも伺います。そのため十分に 浸透しているものだと思っております。

(副委員長)

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(休憩)

【委員会意見】

(副委員長)

委員会を再開したいと思います。よろしくお願いします。

今しがた意見書案を検討致しましたので私の方から読み上げさせて頂きたいと思います。

意 見 書

令和元年12月3日 三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和元年12月3日に開催した令和元年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所、農業農村整備事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【 再評価対象事業 】

7番 (主)御浜紀和線(西原バイパス)

7番については、平成22年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(2) 農業農村整備事業【 再評価対象事業 】

1番 県営かんがい排水事業 宮川1工区

1番については、平成21年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(3) 農業農村整備事業【事後評価対象事業】

- 502番 県営かんがい排水事業 宮川4工区その2
- 501番 広域農道整備事業 中勢3期
- 505番 地震対策ため池緊急整備事業 安部・七郷池
- 502番については、平成19年度に事業に着手し、平成25年度に完了した事業である。
- 501番については、平成7年度に事業に着手し、平成25年度に完了した事業である。
- 5 0 5 番については、平成 10 年度に事業に着手し、平成 25 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、7番、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、7番については、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。 1番については、事業効果がより発現され地域の農業の振興につながるよう、担い手の確保等に 努められたい。

502番、501番、505番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

以上です。委員の皆さんよろしいでしょうか? それでは、当意見書をもちまして答申としたいと思います。よろしいでしょうか? それではこれで私の方は終わりたいと思います。 事務局にお返ししたいと思います。

【閉会】

(事務局)

はい。ありがとうございます。次回は2月に開催する予定ですが、日程等は調整させて頂きたいと思います。

それでは、これを持ちまして令和元年度第4回三重県公共事業評価委員会を終了いたします。

(令和元年度 第4回三重県公共事業評価審査委員会終了)